【1986 年 11 月 7 日】資金運用部預託金利の改定に関する緊急意見 年金審議会

昭和61年11月7日

資金運用部預託金制の改定に関する緊急意見

年金審議会

本年 11 月 1 日、本年第 4 回目の公定歩合引下げが実施されたことに伴い、資金運用部 資金法を改正し、預託金利の引下げを行うことが検討されていると聞き及んでいるが、極 めて遺憾である。

政府においては、次の諸点に十分配慮のうえ、当問題について善処されることを強く要請する。

- 1.本格的な長寿社会を迎えるに当たって、先般、年金制度の大改革が行われ、これにより、長期的に安定した年金財政の確立が図られたところである。この先先に、年金給付の重要な財源の一つである運用収益が相次ぐ預託金利の引下げにより大幅に減収していることは、先の改革の効果を減殺し、国民の期待を裏切るものである。
- 2. 社会保険審議会厚生年金保険部会等において、これまで再三にわたり、共済組合との 不均衡を是正するためにも年金積立金の自主高利運用を行うことが必要である旨指摘 してきたところであるが、これが実現を見ないまま、預託金制の更なる引下げのための 法改正が検討されていることは極めて遺憾と言わざるを得ない。
- 3. 当審議会としても財政投融資における年金積立金の役割、現在の経済情勢下における 財政金融政策の必要性は認識するにやぶさかではないが、積立金の自主運用という代償 なく、保険料拠出者の一方的負担のみを強いる預託金制の引下げをこれ以上行うことは 容認し難い。政府においては、このことを十分肝に銘じ、当問題の処理に当たるよう強 く要望する。